

令和元年5月7日

社会教育バス使用条件

- 1 使用できる団体等
 - (1) 市および教育委員会が主催する社会教育事業のために使用するもの
 - (2) 教育委員会が共催および後援を承諾した社会教育事業のために使用するもの
 - (3) 市が共催を承諾した社会教育事業のために使用するもの
 - (4) 教育長が特に認めた場合
- 2 使用できる日
教育委員会が指定した日
- 3 使用できない日
 - (1) 土・日曜日、祝日法の休日、年末年始
 - (2) あらかじめ設定した日（車検・定期点検・運行に伴う情報の収集作業日等）
 - (3) 故障等で運行できない日
 - (4) 道路状況が運行に適しない日
 - (5) 異常気象により運行ができない日
- 4 使用回数 1団体年2回まで
- 5 使用時間 午前9時から午後4時まで
- 6 使用料 無料（ただし、有料道路・有料駐車場等は使用者が負担する。）
- 7 運行の範囲 県内
- 8 設備 次の設備はありません。
観光車両的設備
（音響設備・冷蔵庫設備・給茶設備・チャイルドシートなど）
- 9 使用（乗車）人員等
中型バスの使用人員は、20人以上40人以内とする。
- 10 守るべきこと
 - (1) シートベルトを装着すること（チャイルドシートなし）。
 - (2) 走行中に席を離れないこと。
 - (3) 車内で、喫煙、飲酒をしないこと。
 - (4) あらかじめ設定した発着場所以外で乗降しないこと。
- 11 損害賠償関係
運行中止に伴う損害賠償は一切行わない。
（代替交通機関の費用、各種実損およびキャンセル料、中止に伴う慰謝料など）
- 12 運行中止
 - (1) 車両故障
 - (2) 異常気象時や道路状況により、安全運転を確保できないとき。
 - (3) 使用者の行為により、安全運転を確保できないとき。
 - (4) 生涯学習室長が運行の中止を判断したとき。
- 13 使用申込み方法
 - (1) 生涯学習室の窓口又は電話で申込み
 - (2) 申込み時間は、平日の午前9時から午後5時まで
 - (3) 使用の決定は、使用条件に該当した団体の応募順とする。
- 14 問い合わせ先
秋田市教育委員会生涯学習室
住所 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所5階
電話 018-888-5810